

令和7年度 私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議広報業務 委託仕様書（案）

本仕様は、私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議（以下、「県民会議」という。）が令和7年度に実施する広報業務委託における必要な事項を定めるものである。なお、本業務は共創型の取組であり、本仕様書に記載されていない事項であっても、受託者による提案を踏まえつつ、委託者及び委託者が指定する者との協議により実施内容や方法を適宜調整するものとする。

1 業務名

令和7年度 私のアクション！未来のNAGANO 創造県民会議広報業務

2 業務の目的及び背景・狙い

（1）目的

本業務は、県民との様々な意見交換を経て令和6年12月に設立した「県民会議」及び「信州未来共創戦略～みんなでつくる2050年のNAGANO～」（以下、「共創戦略」という。）について、次のことを目的として実施する。

- ・ 認知度を向上すること
- ・ 一人ひとりが「私のアクション（行動）」を考えるきっかけとなること
- ・ 県民会議への参加を促すこと

（2）背景・狙い

本業務を実施する背景及び狙いは次のとおり

ア 背景

- ・ 人口減少が続く社会の中で、幸せな暮らし（ありたい未来）を維持し続けるためには、行政だけで解決できない課題も多くなってきている。
- ・ そこで、25年後（2050年）に向け、個々の具体的な行動（アクション）や共創プロジェクトを積み重ね、未来に向けて、フラットに関わりあい、課題解決を行える組織・コミュニティとして、行政や産業界、地域、県民など多様な主体が参加して「県民会議」を設立
- ・ また、県民会議において、行政・民間、そして県民が、「2050年のありたい姿」に向けて起こすべき行動について、「共創戦略」を策定

イ 狙い

- ・ みんなで「ありたい未来」を実現するため、県民会議を知ってもらい、関心を持ってもらうこと
- ・ 誰かに任せるのではなく、一人ひとりが「私のアクション（行動）」を考えるきっかけとなること
- ・ 県民会議への参加を促すこと

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

委託業務の内容は次のとおりとし、詳細は、委託者と受託者で協議し、決定するものとする。作成するコンテンツは長く使用する前提で作成し、状況が比較的短期間で変わり得る内容(情勢、出演者の肩書等)の取り扱いに留意すること

各業務の着手に当たっては、3月末までの業務・作業スケジュールを速やかに作成し、委託者の了承を得ること

なお、事業費(税込み合計：29,985,000円)の目安は、次のとおり。

- 下記(1) : 15,650,000円(税込み)
- 下記(2)～(7) : 14,335,000円(税込み)

(1) 認知度及び参加への意欲を向上させるための広報の提案・実施

契約期間中に、県民会議及び共創戦略について、以下の要件の満たす広報を提案し実施すること

ア 広報を行うテーマは「寛容性」や「価値観の転換」など共創戦略を踏まえたものとする

イ 広報を行うターゲットは、「シニア世代」「ミドル世代(40～50代)」「企業・団体」とし、それぞれのターゲットに対し適切な広報手段・媒体を用いること

ウ 提案内容として期待すること

- ・ 鋭いコンセプトとメッセージ性を有すること

アウトプットだけでなく、今回のゴール(認知度向上、「私のアクション(行動)」を考えるきっかけ、県民会議への参加)に対し、ターゲットに届くメッセージを明確に示す。

- ・ いわゆる“行政的な広報”のトーンから変えること

「共創戦略の内容自体を掲載すること」や「多くのテーマを総花的に掲載すること」を避け、内容が明確になるよう、情報を取捨選択し、県民の興味をひきつける。また、行政や産業界、地域、県民など多様な主体がアクションを起こしていくために、普段の行政による発信とは差別化する。

- ・ ひとり一人の具体的な「アクション(行動)」が重要であることを明確に示す。

(2) 県民会議のコンセプトを伝える動画の作成

このことについて、契約期間中に、以下の要件を満たす動画を作成、公開すること

ア 県民会議のコンセプトを伝える内容をテーマとし、委託者及び委託者が指定する者と相談しながら、動画を作成すること

イ 受託者は、動画を作成する撮影者、編集者を委託者と相談の上選任すること

ウ 動画は、「10分以内の動画」を1本、「3分以内の動画」を1本作成し、令和8年1月末を目途に完成させること

なお、「10分以内の動画」については、チャプター単位で単独で使えるよう、適切に分割した動画も合わせて納品すること

エ 委託者及び委託者が指定する者による確認は3回程度行うこととし、確認時は、youtubeの限定公開機能など、複数の者が、セキュリティ上安全かつ特殊な視聴環境整備等の負担が発生することなく内容を確認できる方法をとること

オ 完成した動画は、別途構築する県民会議公式ホームページに掲載することとし、委託者の指示のもと、適宜掲載に必要な調整を、ホームページ構築業務受託者で行うこと

(3) 県民会議への参加を呼び掛ける動画の作成

このことについて、契約期間中に、以下の要件を満たす動画を作成、公開すること

ア 県民会議への参加を呼び掛けることを目的とし、委託者及び委託者が指定する者と相談しながら、動画を作成すること

イ 受託者は、動画を作成する撮影者、編集者を委託者と相談の上選任すること

なお、動画は次の要件を満たすこと

- ・ あいうえお作文要素を入れること
- ・ ラップ調にすること

ウ 出演者1人又は1グループあたり30秒程度の動画を15本作成するとともに、作成した動画のうち、委託者が指定する数の動画をつなぎ合わせ、1本の動画にまとめたものを、2パターン作成し、令和8年1月末を目途に納品すること

エ 委託者及び委託者が指定する者による確認は3回程度行うこととし、確認時は、youtubeの限定公開機能など、複数の者が、セキュリティ上安全かつ特殊な視聴環境整備等の負担が発生することなく内容を確認できる方法をとること

オ 完成した動画は、別途構築する県民会議公式ホームページに掲載することとし、委託者の指示のもと、適宜掲載に必要な調整を、ホームページ構築業務受託者を行うこと

(4) 優れた取組を実施している者（キーパーソン）や優れた取組（事業）の発信（note記事）

このことについて、契約期間中に、以下の要件を満たす広報を実施すること

ア 受託者は、note記事を作成するインタビュアー、ライター、編集者を委託者と相談の上選任すること

イ 委託者及び委託者が指定する者が選定するキーパーソン等（10～15件程度）へ、取材（インタビュー等）を行い、委託者が指定するnoteアカウントに掲載する記事の原稿をライターが作成し、編集者が原稿の編集・校正を行うこと

なお、キーパーソン等とは、共創戦略の趣旨に合致する優れた取組（事業）を県内各地で行っている個人や団体（以下、同じ）であり、県内4地域で各2～4件程度を想定している。

ウ 記事の作成は、委託者が指定するnoteアカウントにて、受託者が行うこと。なお、委託者及び委託者が指定する者による確認は3回程度行うこととし、確認時は、note上で作成した記事をwordにコピーするなどにより、noteアカウントのID・PWを知らない複数の者が内容を確認し、修正や意見等を加えられるような方法をとること

エ 記事1本当たりの文字数の目安は、2,500～3,000文字程度とし、それ以上の文字数となる場合は、前後編に分けるなど、読者が負担なく読める構成とすること

オ 記事には、内容に適した写真を挿入することとし、必要な写真は、受託者が撮影すること

カ note記事作成・公開の狙いとゴールは次のとおりであり、公開された記事が積極的に閲覧される仕掛けを考え、実施すること。なお、公開日時は、都度、委託者と相談し決定すること

① 活動者の目標達成をサポートする

狙い：取材を受ける者と相談し、「取材を受ける者の取組推進に資する成果」を設定し、実現する

ゴールの例：認知度向上、仲間の増、参加者の増、支援者を探したい など

② 記事の読み手の行動変容を促進する

狙い：・記事の読み手が、記事の内容をきっかけに、上記①で設定した成果につながる行動をとる

- ・記事を読んだ人自身が「私のアクション（行動）」を考えるきっかけになる
- ゴールの例：取材を受けた者に問い合わせがある、クラウドファンディングが成功する など

（５）優れた取組を実施している者（キーパーソン）の発信（動画）

このことについて、契約期間中に、以下の要件を満たす動画を作成、公開すること

ア テーマを移住・関係人口とし、委託者及び委託者が指定する者と相談しながら、動画を作成すること

イ 受託者は、動画を作成する撮影者、編集者等を委託者と相談の上選任すること

ウ 委託者が指定する出演者（10 名程度）について、各出演者の取組等を紹介する動画を各 3 分程度で作成すること（3 分動画を 10 本程度作成すること）

エ 完成した動画は、別途構築する県民会議公式ホームページに掲載することとし、委託者の指示のもと、適宜掲載に必要な調整を、ホームページ構築業務受託者で行うこと

オ 委託者と相談の上、3 月末までの動画の撮影・作成スケジュールを作成すること

なお、動画は、年内に 3 本程度、3 月末までに残りの 7 本程度を作成するものとする。

カ 委託者及び委託者が指定する者による確認は 3 回程度行うこととし、確認時は、youtube の限定公開機能など、複数の者が、セキュリティ上安全かつ特殊な視聴環境整備等の負担が発生することなく内容を確認できる方法をとること

キ 動画作成・公開の目的は次のとおり

- ① 地域の活動者同士の取組を共有し、仲間づくりのきっかけをつくる
- ② 活動者の顔が見えることで、移住検討者が地域への不安を解消し移住のきっかけをつくる

※主な目的は地域の活動者同士の仲間づくりであり、副次的に移住検討者が移住の意欲を高めるものであること

ク 以下を参考に、他の一般的な行政による移住動画との違いが明確になる内容とすること。

<参考>

区分	一般的な行政の移住動画	本委託業務による動画
目的	移住の意欲を高める	① 地域の活動者同士の仲間づくり ② 移住の意欲を高める
主体	移住者	地域での活動者（移住者含む）
発信相手	移住検討者	地域での活動者、移住検討者
利用機会	移住フェア・セミナー	・県民会議広報（HP、note など） ・移住フェア・セミナー

（６）会員募集を目的としたリーフレットの作成

このことについて、契約期間中に、以下の要件によりリーフレットを作成・納品すること

ア 令和 7 年度に実施した県民会議の各種取組をまとめ、リーフレットを作成すること

使用用途：新規会員募集、会員への事業報告、県民会議の取組の発信

イ 掲載を想定する事業は次のとおり（各事業の掲載文量等は事務局と相談）

- ・ 県民会議キャラバン（年間 10 回開催予定）
- ・ 全体会（年間 2 回開催予定（12 月、3 月））
- ・ 会員限定勉強会（月 1 回程度開催予定）
- ・ プロジェクトチームの活動（プロジェクト数：10 程度）
- ・ スラックによるコミュニティ活動の様子や会員のアクションの紹介
- ・ その他、実施した広報の内容等
- ・ 新規会員募集の案内（申し込み方法等）

ウ リーフレットは、データ(PDF 及び可変可能データ)及び紙媒体（コート紙、カラー、A 3 二つ折り(仕上がり A 4)、1,000 部）で納品すること

エ 作成に当たり、掲載文、写真、イラスト、総合的なデザイン等一切の内容は受託者が作成し、委託者の確認（校正 3 回）を得ること。ただし、必要に応じ、委託者に対して写真などの提供を依頼することができる。

オ 作成に当たり使用した写真やイラストは、単独でも使用できるよう、個別データにより委託者に納品すること

（7）県民会議プロジェクトチーム活動に係る広報デザイン等及び開催レポート（note 記事）の作成

このことについて、契約期間中に、以下の要件により広報デザイン等及び開催レポートを作成・納品すること

【広報デザイン等】

ア 県民会議プロジェクトチーム活動に係る広報デザイン等（例：イベント広報関連チラシやリーフレット、活動の成果を PR するためのデザイン等）を作成すること

イ 作成物ごとに、記載する内容及びデザイナー、作業スケジュール等については、委託者及び委託者が指定する者と相談し決定すること。なお、プロジェクトチーム活動に伴う広報デザインの作成は 11 月～3 月の間に、5 回程度実施することを想定している。

ウ 作成物は、データ(PDF 及び可変可能データ)及び紙媒体（PR チラシの場合は、コート紙、カラー、A 4 両面（1 枚）、300 部。その他の場合は、委託者と受託者で個別に相談し決定。）で納品すること

エ 作成に当たり、掲載文、写真、イラスト、総合的なデザイン等一切の内容は受託者が作成し、委託者の確認（校正 3 回）を得ること。ただし、必要に応じ、委託者に対して写真などの提供を依頼することができる。

オ 作成に当たり使用した写真やイラストは、単独でも使用できるよう、個別データにより委託者に納品すること

【開催レポート（note 記事）】

ア 受託者は、note 記事を作成するために必要な取材、撮影、記事作成、編集のすべてを行うこと

イ 記事の作成は、委託者が指定する note アカウントにて、受託者が作成すること。なお、委託者及び委託者が指定する者による確認は 2 回程度行うこととし、確認時は、note 上で作成した記事を word にコピーするなどにより、note アカウントの ID・PW を知らない複数の者が内容を確認し、修正や意見等を加えられるような方法をとること

ウ 記事 1 本当たりの文字数の目安は、1,500～2,000 文字程度とすること

エ 記事には、内容に適した写真を挿入することとし、必要な写真は、受託者が撮影すること

オ 記事の原稿案（初稿）の提出期限は、都度、委託者と受託者で相談し決定した日とする。

5 情報の管理

受託者は、委託業務に関する資料を書面又は電磁的記録により一定期間保存すること

6 再委託の禁止

再委託は、原則認めない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

7 報告及び検査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

8 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

9 個人情報の保護体制

受託者は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密を、みだりに他人に知らせてはならない。また、受託業務を処理するに当たって、個人情報を取扱う際には、「個人情報取扱事項」（別紙）を遵守しなければならない。

10 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、発注者、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

11 成果物

上記「4 業務の内容」の記載に基づく成果物

業務の内容	成果物
(1) 認知度及び参加への意欲を向上させるための広報の提案・実施	提案により異なるため、委託者と相談の上決定する 例：紙面広告の場合 ① データ (PDF データ及び可変可能なデータ) を DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること ② 掲載紙面の現物
(2) 県民会議のコンセプトを伝える動画の作成	① 動画データを DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること ② 委託者の指定する媒体へ掲載すること
(3) 県民会議への参加を呼び掛ける動画の作成	① 動画データを DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること ② 委託者の指定する媒体へ掲載すること
(4) 優れた取組を実施している者（キーパーソン）又は優れた取組（事業）の発信（note 記事）	① 指定する note アカウント上での完成記事 ② 上記①をコピーした word ファイル ③ 記事に使用した写真データ

	※②及び③は、DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること
(5)優れた取組を実施している者 (キーパーソン)の発信（動画）	①動画データを DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること ②委託者の指定する媒体へ掲載すること
(6)会員募集を目的としたリーフレットの作成	①リーフレットの A4 データ (PDF 及び可変可能データ) ②使用した写真やイラストの個別データ ③紙媒体（コート紙、カラー、A 3 二つ折り（仕上がり A 4）、1000 部） ※①及び②は、DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること
(7)県民会議プロジェクトチーム活動に係る広報デザイン等及び開催レポート（note 記事）の作成	【広報デザイン等】 ①広報デザイン等の A4 データ (PDF 及び可変可能データ) ②使用した写真やイラストの個別データ ③紙媒体（コート紙、カラー、A 4 両面（1 枚）、300 部） ※①及び②は、DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること 【開催レポート（note 記事）】 ①指定する note アカウント上での完成記事 ②上記①をコピーした word ファイル ③記事に使用した写真データ ※②及び③は、DVD 等適切な記録媒体に保存し納品すること

12 納期

令和 8 年 3 月 31 日（火）

13 著作権等

本業務により制作されるコンテンツの著作権は委託者に帰属することとし、委託者は受託者に事前の連絡なく加工及び 2 次利用できることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

14 その他

- （１）業務内容については、仕様書に基づく内容とするとともに、業者選定時に提案した内容を遵守すること
- （２）仕様書に記載なき事項、事業内容の変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。
- （３）委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- （４）業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、委託者と協議の上対応すること